

第五十一回国会 議院 通信 委員 會議 録 第四 号

昭和四十一年二月二十二日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 加藤常太郎君

理事 佐藤洋之助君

理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

理事 綾部健太郎君

大野 明君

木部 佳昭君

徳安 實藏君

本名 武君

中井徳次郎君

佐々木良作君

出席國務大臣

郵政大臣 那 祐一君

出席政府委員

郵政事務官 稻増 久義君

(貯金局長)

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

本日の会議に付した案件

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

○砂原委員長 これより会議を開きます。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○森本委員 今回の郵便振替貯金法の改正については、昨年の十月に為替貯金事業の近代化に関する

の答申が郵政審議会から出されまして、この答申を受けておそれるこの改正案が出たと思つておられますが、ただここでまずお尋ねしておきたいと思つておられるのは、この審議会の答申そのものについて一体どういふ取り扱いをしたのか。この郵政審議会の為替貯金事業の近代化に関する答申といふのは、単に郵便振替だけではない、郵便振替と併せて郵便貯金、この全般についての答申をしておるわけでありまして、現実にも今回の改正案として出ておられるのは、この中で郵便振替貯金に関する事項だけでありまして、その辺の内容についてひとつ御答弁を願ひたいと思つておられます。

○稲増政府委員 お答え申し上げます。答申案の大きな点は四つございまして、為替につきましても現金書留制度との関連を考慮せよといふふうな点でございまして、二点の振替は、今回法案を提出しましたように料金を下げ、そのかわり利子を廃止しろといふものでございまして、三点は郵便貯金関係でございまして、これは利子のつけ方等の示唆もございましたが、大きな点は、貸し付け制度を何らかの形で考えてはどうかということとございまして、四点といたしましては、郵便貯金の機械化を合理的に推進すればどうか。以上四点が大きな点でございまして。

○森本委員 その大きな四点を何ほ説明したところで、今度の法律の改正案に出てきておられるのはどういふことかと聞いておるわけですが。

○稲増政府委員 第一点の為替の点は、省といたしまして、郵便振替にしろ現金書留にしろ、いろいろ一長一短はございますので、国民にその選択をゆだねるほうがよいといふふうな考え方で、これをどうしようかという考えは持つておりません。振替につきましては、貸し付け関係につきましては、な案でございまして、貸し付け関係につきましては、われわれは一応郵便貯金金融公庫案をもちまして

大蔵省と折衝を続けたわけでございまして、いろいろ予算編成上の方針から日目の目を見なかつたといふのでございまして。機械化につきましては、これは事務的な段階で鋭意開発につとめております。

○森本委員 貸し付けはわかつたけれども、そうすると、この為替貯金の答申の入ページの「定期性貯金で最も利用の多い比較的短期間預入のものに対する郵便貯金の利率が、民間に比べて低く定められていることに基因するものと思われる。零細貯金保護の見地からいへば、短期の貯金利率についても、民間金融機関との均衡」云々、これはいいわけですが、その次のイの項ですね。「利子付与方法の改善」、「通常郵便貯金の利子は、現在年利の月割計算の方法を採用し、十五日までの預入金には当月から、十六日以後の預入金には翌月から利子をつけ、また、払いもどしの月には利子をつけない仕組みとされておられ、他方、民間金融機関の普通預金は、預入の日から払いもどしの日の前日まで利子がつく日歩計算によつておられる。この前日までの利子については一般の民間銀行と同じようにしたほうがよろしい、こういう答申が出ておるわけでありまして。これは非常に重要な点であります。これについてはどういふわけでおる改正をしないか、こういうことです。

○稲増政府委員 この点につきましては、もちろん、この答申が金融機関の利子の付与の方法といたしましては常識でございまして、現在私たちが事務的な点から日歩計算ができないといふので機械化をやりました。これは、この点を解決し得る。この点の解決は将来の機械化にゆだねておる次第でございまして。

○森本委員 事務的にできないといふのはどういふところで事務的にできないのですか。

○稲増政府委員 日歩計算にいたしますれば、地

方貯金局におきましてそのために相当数の要員が必要になつてまいるわけでございまして。

○森本委員 どの程度の要員が全国で必要ですか。ええことはほとんどやることにしなければいけません。さういふことで、さういふ調査いたしましたので御答弁いたしたいと思ひます。

○森本委員 これは大事なことを、手元に数字がないとは法案の審議はできません。これはちゃんとつぎとした郵政審議会の答申案として郵政省に出しておるわけでありまして。しかもそれを受けて今回の法律の改正案が出ておるわけでありまして。この審議会の答申については、郵政省としては相当詳細にこれを審議したはずでありますので、私は聞いておるわけでありまして。

○稲増政府委員 ただいま概算にいたしますと、三千人から四千人の間の数字になると思ひます。

○森本委員 それではちよつとお聞きしますが、過日私は軍人恩給をもちろつたことになりまして、軍人恩給証書がきたわけでありまして。この軍人恩給証書は熊本の貯金支局が発行しておるわけですが、これはどういふわけでおるのでしょうか。これは元来徳島貯金支局が発行する問題であらうと思ひますが、それが熊本からくるということはおそらく二日以上おくれると思ひますが、これはどういふ意味ですか。

の問題の解決をつけると同時に、巨額資金についてもやはり解決をつけていく、こういう前進をする方向において私はいいてもらいたい、こう思うわけでありまして、この点はひとつ十分に貯金局としても検討願いたい、こう思うわけであります。それから七ページの「郵便爲替および郵便振替貯金事業の経営改善」の最後の項についての考え方であります。これは私は場合によっては附帯決議で出そうと考えておりますが、この七ページにありますが、郵政審議会が郵政大臣に答申をしておるところの内容であります。「事業の飛躍的振興、取扱金額の大幅な増加、多額の残高から生まれる運用利子収入の増大を図り、もって健

全な経営に資するよう努力すべきである。これについて、この答申案に対するところの態度は、今回の振替貯金法の改正には全然出ておりません。これは大臣、どうお考えですか。

○都国務大臣 私、国民の生活から考えていって、こうした郵便振替のような形が生活の改善に伴って広く普及してまいるといことが、事柄として望ましいことなんだと思います。十分、他の当座預金等のあり方と並行しながら、伸びることができるとは思います。実は、私、感じておりますと、運用利子収入の状況等から見ても、むしろ非常に伸びにくい状態に郵便振替というものがあつた感じがいたします。したがって、事業全体をもっと、国民それぞれが日常の支払いをいたしますものと結びついて郵便振替というものが活用されますように、ここに答申のありますことは背景に非常に大事なことを持っていると思つております。ただ、この方法についていままなかなかに貯金局のほうでも、このたの法律の改正のときも感じておつたのであります。これは十分くふうさせていたいただきたいと思つております。

○森本委員 これは郵政大臣は勘違いしておると思つて、これはこういふことですよ。この「なお、郵便振替貯金経営のあり方としては、事業の飛躍的振興、取扱金額の大幅な増加、多額の残高から生まれる運用利子収入の増大を図り」ということは、いまの預託運用のやり方を變えなければならぬということを暗に郵政審議会は答申をしておるわけですよ。いまのように預金部に全部六分五厘の形においてやられるよりは、これは郵便振替でありますから——今回は郵便振替貯金がなくなる。だから、郵便振替におきましても郵政省が自主的に運用すること、利子の増大がはかれる、そのことによって郵便振替を利用する国民に對してもサービスを改善しろ、これが郵政審議会の、あなた方が任命した審議会委員の答申に出てきておるわけでありまして、ところが、その一番肝

心なところは、今回の振替貯金の法改正のときには出ていない。だから、ほくは場合によつては、与党の御協力を得て、このとおりによれという附帯決議でもつきたい、こう考えておるけれども、一体郵政大臣はこの振替貯金法の改正の際に、この問題については閣内におけるどういふ取り扱ひをしたか、大蔵大臣との話し合ひはどういふ話し合ひであつたか、こういうことを聞いておるわけですよ。

○福増政府委員 森本先生のこの点に關する御指摘に對するわれわれのこの答申を受け取りましたときの気持ちは、大臣のおっしゃられたとおりでございまして、現在の制度で運用の利子収入をふやせ。つまり、利用の増進をはかりまして、残高を多く取り、その残高で運用いたしまして収入をふやせ、こういうぐあいに受け取つたのでござい

○森本委員 そんなものは、残高を運用したところで、運用利子収入——そんなら一体振替の単価は何ぼになつておる。

○福増政府委員 まことにそれ入りますが、単価の意味が的確に把握できないので……

○森本委員 それは郵便振替貯金の、要するに、たとへば貯金の場合には、貯金の利率が何倍なればだめだ、こういう一つの率があるわけですよ。郵便振替の場合は、いわゆる原価計算によるこの率の単価が、この資金の運用利回りというものがどの程度に回れば一番スムーズにいくかという単価です。

○福増政府委員 単価というものは特別ございせんが、現在の収支状況、四十年大度大体収支がとんとんになりますので、そういう意味におきましては、現在でも経営上は差しつかえないといふことに相なりと思つております。

○森本委員 経営上はさしつかえないといふのは、今度利子を全廃するからそれによつて一億五千万円程度浮いてくるわけだ。しかし従来の利子をつけたとするならば、必ずしもこの運用金が多くなりません、いまの預託金の六分五厘でははつきり

言つてそれほどもうけにならぬわけだ。だから、この七ページに出ておるところの問題は、あなた方がとるような取り方もあると同時に、これは郵政省独自の運用においてやつたほうがいいといふことは明らかなんだ。そういう点についての大蔵と大蔵大臣との話し合ひはどうかということを聞いておるわけであつて、貯金局長の御答弁は、そんな折衝をしたことはありますまい。大臣が大蔵大臣とどういふ話し合ひをしたかといふことを聞いておるわけだ。

○都国務大臣 このたびの四十一年度の予算を前にいたしまして、いろいろとかけ合ひをやることとがございまして、そのつけ合ひの経過で、御審議を願ひ運びに至りましたもの、あるいは、簡易保険の運用のようにこの国会には間に合いませんでしたものもございまして、そのような意味合いで、いろいろ大蔵大臣との折衝にのせました点では非常に幅広くございまして、振替貯金についてはこのたび談判をいたす運びに至つておりませんでした。

○森本委員 そこで、貯金局長の問題なんです。大臣がそういう折衝をするように貯金局長としては、郵政省として考えた場合しなくてはいけません。實際問題として、この郵便振替貯金というものは、今日まで郵便振替貯金という名前であつた。二分何厘にしても、一応預金の利子をつけておつた。しかし、今回はその利子を全廃して、その利金を安くして郵便振替を国民一般に広く利用してもらおうという考え方に立つておる。それとすると、郵便振替貯金ではなくなつてくる。郵便振替といふことになる。そういうことです、いまの郵便貯金の預託金と同じように取り扱わなくても法律上はかまわぬといふことになる。場合に

よつては、いま百八十億程度あるものが、百五十億程度は長期に回しても何ら差しつかえない。それとすると、この百五十億程度というものは郵政省の自主運用によつて七分程度に回るとするならば、これはかなりの増収になつてくるわけでありまして、こういうことこそ、貯金局は絶力をあけて

大臣に陳情し、大臣は大臣として大蔵大臣とかけ合つてこそ初めて郵政省としての事業の伸展が考えられる。むずかしいことは大臣に言つておこられてはいかぬからやめておこうというやうなことは、將來次官にもなれない。これはやはり、そういう点についてははつきり言つて、大臣にも督促し、叱咤激勵をして、そして大臣が腰を上げて大蔵大臣と折衝をする、場合によつてはそれは政治折衝に持つていく。どうしてもそこで政治折衝までいかなかつたといふことであるとすると、それはやむを得ぬ。しかし、いまの大臣の答弁では、そんなことは折衝したことはありませんと言つて

いる。これは大臣の責任というより、私はやはり事務当局の責任だと思つて、この辺はやはり大臣に御進言をしたことはないのですか。

○福増政府委員 この点につきましては、まことに申しわけございませんが、大臣に申し上げたことはございません。ただ振替制度のビジョンをいたしましては、そういうふうなありたいという気持ちにはわれわれ全員持つておる次第でござい

○森本委員 そういうふうな持つておるけれども、ひよつと大臣に言つておこられたらいかぬからというので遠慮をした、こう解釈するよりしかたがない。いまの答弁を聞いておつて、はつきり言ひまして、これは大臣、やはり郵政省としては、こういうふうな運用権をとりたいたいといふのは、これは長年の悲願ですよ。しかも、今回の郵便振替貯金というものが郵便振替という名前に變つたといふことが絶好のチャンスだ。こういう機会をの

○都国務大臣 おっしゃるとおりだと思つて、私もよく事務のほうに中身をきかめまして、そして必要なステップをとつてまいりたいと思つて、○森本委員 それからその次の項の中の「窓口取扱時間の検討」、これも国民に非常に關係が深い

事項であります。一〇ページにありますように、銀行の取り扱い時間よりも郵便局のほうが長い、しかし、一方、無集配特定局については正午から三十分間窓口を閉鎖することになっておる。そこで、私は貯金局長にお聞きしたいのは、郵便貯金と銀行の預金と比べて、郵便貯金がこれだけ全国的にふえんをしておるといふところは、一体那边にあるのか。その点の原因をいわれる貯金局長としてはどう考えておるか、これをちょっとお聞きしておきたいと思ふのです。

○増増政府委員 何と申しまして、普通局と特定局、簡易局合わせまして二万の窓口を持っていますことであらうと思ひます。

○森本委員 いま局長の答弁のとおりでありまして、国がやっていることと信用の面、それからもう一つは、全国至るところに取り扱いの窓口がある、このことがこの郵便貯金事業に対する非常な便利さであります。その点からいって、これは郵政省が教えたかどうか知らぬが、この審議会委員のメンバーはおえら方ばかりでありますけれども、よくいいところに目をつけたと思ふ。無集配特定局については、正午から三十分間窓口を閉鎖することにされておる、そういう観点から見ただけでは望ましくない、しかし要員の配置もあらうから、そういう点については十分検討しながら窓口の利用者については考えていかなければならない。この審議会のアイデアというものは、しろうととしてはまことにいいアイデアと思ふ。だからそういう点については一体郵政省としてどういう検討をせられておるか。

○増増政府委員 この問題につきましては、われわれ利用者からたびたびそういう声を聞きますので、そのほうが事業としてはいいと思ひますが、ただ勤務時間の関係でありますので、対組合との話し合いのつかない限りはできないというふうに考えております。

○森本委員 組合との話し合いがつかなければできないということなしに、組合は組合でこれは労働基準法に定められたとおりの要求をしておるこ

とであつて、その問題とは別なんです。組合とは関係なしに、これだけの人員が——たとえば全国の無集配特定局で正午から三十分間やつたとしたら、換算をして一体何人になりますか。そんな計算もあなたのほうはやつたことはないでしよう。

○増増政府委員 この三十分の休憩をいたさないことになりまして、勤務時間の関係で就業時間に響いてまいるわけでありまして、そういう人員的な検討はまだいたしておりません。

○森本委員 だから三十分の休みについてこれほど国民から要望の声があるとすれば、それを實際に三十分の間休みをかりにやつたとするならば、人員にしてどの程度人間が要するのか、あるいは超動にしたら大体どの程度要するのか、そういう点をこまかく検討してみよう必要があると思ふ。實際問題として現在巡回要員というものがあつた。それから巡回要員というものを實際にもつとつり、この巡回要員というものを考えていったならば、この問題についてもできないことはない。だからそういう問題を具体的に、せつかくこういう客申が出ておるのだから、その客申の線に従つて全国でどの程度要するというのを検討すべきではないか、こういうことなんです。それをあなたの方では一つも検討しておらないというところであるとするならば、もうこれから先郵政審議会なんかには諮問をしなさんな。諮問をして、せつかくいい客申案が出てきたならば、それについてはこれはどういふふうにやりたい、こういうふうにやりたいけれどもこういう危険があるという、一つ一つ明確に態度をきめていくべきだ。そうでなければ客申するほうがばからしい。これはひとつ早急に——窓口取り扱い時間の検討については私は労働組合が云々という問題ではないと思ふ。労働組合も文句を言わないように人員の配置あるいは超動の問題、そういう問題を十分に考えてやればこの紛争はないはずだ。それを、現行の人間で現行の手当で無理にやらそうとすれば当然紛争が起る。これは労働基準法によつて三十分の

休みはきめられておるわけありますから、それをやらそうとすれば別途考えなければならぬ。別途考えるにはどういふ方法で考えたらいいかというのを検討しなければならぬ。貯金局には局長もおれりつぱな次長もおる、各課長もおる。それくらいのことには十分に局内において検討していかるべきだ、こういうことであつて、今後ひとつ検討してみますか。

○増増政府委員 この問題につきましては、いままでの指摘されました点については不十分でございますが、検討は続けてきたのでございまして、今後、たゞいま御指摘いただきましたような各点を中心にいたしまして検討したいと思ひます。

○森本委員 それからその次の「権利消滅の防止」の点であります。これは昭和三十九年度にはどの程度ありましたか。

○増増政府委員 八億円でございまして。

○森本委員 そうすると四十年度は大体どの程度になる見込みですか。

○増増政府委員 大体同じくらい金額になると思ひます。

○森本委員 八億円というのは、これは国民が忘れた金でありまして、これはもともと国民の金であります。十年間いわれる預金もしなかつた、引き出しもしなかつた、催告をしても返事がなかつたというものが年間積もり積もって八億円とは驚くべき数字です。そこでこの最後のほうに、これについての客申案が出ておるわけでありまして、「なお、これらの措置を講じたうえで発生する権利消滅金については」といふのは、催告通知その他についても、とにかくいろいろの手段を尽くせ、尽くしてもなおかつたというものを没収しなければならぬ金がある。その金が八億円ということになるわけでありまして、「その性質上これを一般の歳入金として処理する現行制度の当否も含めて、あらためて検討されたい」とこれは急務でありまして、なかなかこの審議会の客申を出した人はベテランだと私は思ふ。そこで年間八億円も国民から郵便貯金として没収される金額があるとするな

らば、これは確かにこの審議会が言っておりますように、これを一般の歳入金として処理するということは、これは罰金なんかとは全然意味が違ひますからおかしい。この使い方については当然考えなきゃならぬ、こういう意見であります。これに対するところの郵政省の検討した内容をひとつ御答弁願ひたい。

○増増政府委員 この金につきましては、従前から御指摘いただいておりますが、福祉事業団等の構想をも御指示いただいたこともある次第でございます。こういう点につきましては検討はいたしましたが、各関係方面との折衝の結果、郵便貯金事業としてはそこまでやるべきでなく、また法制上も無理じゃないかという御意見がございまして、目下停止の状況でございます。

○森本委員 目下停止の状況ということだが、客申案にははっきりと検討せよということが入れてある。検討せよというところは、これはこのまゝ一般の歳入金として処理せよということとは違ひ。何らかの形で国民に還元する方法を考えない、これがいわゆるこの客申の趣旨なんです。だから、いまの貯金局長の答弁では、停止しなさいというところで止まら、それ以上一向に進まぬというところに日本語で言えはなるわけでありまして、これは停止をせずに前進をする方向に考えるべきだと私は思ふのですが、どうですか。

○郵務大臣 先ほどの振替貯金そのものの経営の改善とあわせて、これはやはりおっしゃることばまことにごもっともだと思います。こういうものが、資金として申しますと、何らかの形で貯金の利用者のために活用できますから非常に望ましいことと思ひます。これも先ほどの問題と一緒にひとつ勉強させていただきたいと思ひます。

○森本委員 あんまり勉強ばっかりしておつたら、大臣が職中にやれるかやれぬかわからぬことになるかもしれないことは、郵便貯金事業にとつては考へておかなければならぬと思ふのです。この際ちょっと参考に貯金局長に聞いておきた

休みはきめられておるわけありますから、それをやらそうとすれば別途考えなければならぬ。別途考えるにはどういふ方法で考えたらいいかというのを検討しなければならぬ。貯金局には局長もおれりつぱな次長もおる、各課長もおる。それくらいのことには十分に局内において検討していかるべきだ、こういうことであつて、今後ひとつ検討してみますか。

○増増政府委員 この問題につきましては、いままでの指摘されました点については不十分でございますが、検討は続けてきたのでございまして、今後、たゞいま御指摘いただきましたような各点を中心にいたしまして検討したいと思ひます。

○森本委員 それからその次の「権利消滅の防止」の点であります。これは昭和三十九年度にはどの程度ありましたか。

○増増政府委員 八億円でございまして。

○森本委員 そうすると四十年度は大体どの程度になる見込みですか。

○増増政府委員 大体同じくらい金額になると思ひます。

○森本委員 八億円というのは、これは国民が忘れた金でありまして、これはもともと国民の金であります。十年間いわれる預金もしなかつた、引き出しもしなかつた、催告をしても返事がなかつたというものが年間積もり積もって八億円とは驚くべき数字です。そこでこの最後のほうに、これについての客申案が出ておるわけでありまして、「なお、これらの措置を講じたうえで発生する権利消滅金については」といふのは、催告通知その他についても、とにかくいろいろの手段を尽くせ、尽くしてもなおかつたというものを没収しなければならぬ金がある。その金が八億円ということになるわけでありまして、「その性質上これを一般の歳入金として処理する現行制度の当否も含めて、あらためて検討されたい」とこれは急務でありまして、なかなかこの審議会の客申を出した人はベテランだと私は思ふ。そこで年間八億円も国民から郵便貯金として没収される金額があるとするな

らば、これは確かにこの審議会が言っておりますように、これを一般の歳入金として処理するということは、これは罰金なんかとは全然意味が違ひますからおかしい。この使い方については当然考えなきゃならぬ、こういう意見であります。これに対するところの郵政省の検討した内容をひとつ御答弁願ひたい。

○増増政府委員 この金につきましては、従前から御指摘いただいておりますが、福祉事業団等の構想をも御指示いただいたこともある次第でございます。こういう点につきましては検討はいたしましたが、各関係方面との折衝の結果、郵便貯金事業としてはそこまでやるべきでなく、また法制上も無理じゃないかという御意見がございまして、目下停止の状況でございます。

○森本委員 目下停止の状況ということだが、客申案にははっきりと検討せよということが入れてある。検討せよというところは、これはこのまゝ一般の歳入金として処理せよということとは違ひ。何らかの形で国民に還元する方法を考えない、これがいわゆるこの客申の趣旨なんです。だから、いまの貯金局長の答弁では、停止しなさいというところで止まら、それ以上一向に進まぬというところに日本語で言えはなるわけでありまして、これは停止をせずに前進をする方向に考えるべきだと私は思ふのですが、どうですか。

○郵務大臣 先ほどの振替貯金そのものの経営の改善とあわせて、これはやはりおっしゃることばまことにごもっともだと思います。こういうものが、資金として申しますと、何らかの形で貯金の利用者のために活用できますから非常に望ましいことと思ひます。これも先ほどの問題と一緒にひとつ勉強させていただきたいと思ひます。

○森本委員 あんまり勉強ばっかりしておつたら、大臣が職中にやれるかやれぬかわからぬことになるかもしれないことは、郵便貯金事業にとつては考へておかなければならぬと思ふのです。この際ちょっと参考に貯金局長に聞いておきた

いと思ひます。こういう場合、一般の銀行、民間金融機関はどうか。一般の銀行にはこういう没収金はほとんどない。それでございまして、いつでも払うという体制に一般金融機関はなっております。でございます。

○森本委員 そうすると、一般の民間金融機関よりも郵便貯金のほうのサービスが悪い、こういうことになるわけですね。

○稲増政府委員 私のほうも申し出がありますれば、若干法律的には問題があるかと思ひますが、できるだけ預金者保護のためから払うことにいたしております。

○森本委員 それは詭弁で、一ぺん催告をして入金として入ったものはもう払ってならぬですよ。何言ってるんだ君は。そんなことが出来るか。一ぺん入金として入って、没収金としてびしゃつといわゆる原簿所管庁において処理をしたやつは、これは払おうにも払えぬはずだよ。そんなむちゃくちゃな答弁をするもんでないですよ。

○稲増政府委員 ただいま申し上げましたその件数はきわめてわずかでございまして、そういう便宜をやっている次第でございまして。

○森本委員 その便宜は、要するに催告を発して戻ってくる、その催告が実際にはあて名人が行方不明で戻ってくる、そういう場合には、これは場合によつては、一二年置いておくこともあり得るけれども、現実は没収金として没入金として入ったものは、永久に現行の法律では取り出すことはできませんよ。それでよろしいですか。

○稲増政府委員 そのとおりでございまして。

○森本委員 あまりいいかげんな答弁をしてはいかぬ。

それから、この郵便振替貯金法の第六條の「郵便振替貯金に關し別段の定めのある場合」ということですが、これは一体どの程度、条約に別段の定めがありますか。

までとつてもいいという料金が条約にきまつておりまして、その条約に基づきまして、われわれが省令で料金をきめております。

○森本委員 ひとつそれとあとで資料でお出し願ひたいと思ひます。

それから十四條の「真偽を調査するため必要な証明を求めることが出来る」というのであります。この「必要な証明」というのはどういふぐあいによつておられますか。

○稲増政府委員 これにつきましては、正当な本人であるかどうかの身分証明書とかその他をとつておられます。

○森本委員 日本には身分証明書というのはないのです、ペトナムと違ひから。どういふ身分証明書ですか。

○稲増政府委員 たとえば通勤証明書とか、官公庁の発行いたしますものでございまして。

○森本委員 そういふことならさういふふうにはつきり言わぬと、身分証明書といふは戦争でもしているところしか出してないのですから。

それからこの第十六條であります。郵便省は、左の場合において、郵便振替貯金の取扱の遅延があつたときは、これに因り生じた損害を賠償しない。この一、二はいいのです。三号がちょっと問題になる、こう考へるのであります。それは「還付すべき郵便局において現金に余裕のないため」云々、こうなつておられますが、これは、こういう事例がありますか。

○稲増政府委員 ございませぬ。

○森本委員 なかつたら、こんな条項は私は要らぬと思ひますが、どうですか。

○稲増政府委員 御承知のとおり郵便局の窓口は非常に多量の資金を取り扱つておりますので、こういう場合も起こり得ないとは限らないので、われわれといたしましては入れておいていただいたほうがありがたいと思ひます。

○森本委員 まあこれは、郵便局で払う金がないから払わぬといふことは、現実にあつてはならぬことであつて、予防的に、万が一こういうことがあつてはといふことで入れておいてもらつたほうがいいといふことは、あなたの答弁としては聞いておくれども、さういふことはすべて国民の問題ですから、ものごとを考へるのに、郵政省の立場、やる人の立場になつて考へるということよりも、利用する人、国民側の立場に立つてものごとを判断するといふことが行政官としては必要だといふことを、私はこの際特にさういふ点から言つておきたい、さう思ふわけでありまして。

それから第二十一條であります。この第二十一條の二項の「前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない」とこれはどういふ意味ですか。

○稲増政府委員 こういうのは、ごくわずかの件数でございまして、一つの除責期間、責任をのがれる期間として置いたわけでございます。

○森本委員 もう一ぺんちよつとわかりやすい日本語で言つてくれませんか。

○稲増政府委員 時効でございまして。

○森本委員 ちよつとこれはおかしい答弁ですが、まあ次回にひとつ譲ることいたします。

それから第二十四條の「口座の開設」であります。第二項に「その料金として五十円を納付しなければならぬ」とあるわけですが、これは今回の料金の改定については関係ありませんか。

○稲増政府委員 関係ございませぬ。

○森本委員 これはどういふわけでこれを改定しなかつたのですか。

○稲増政府委員 これはむしろ五十円はそのためにいろいろ事務的な物品、手続等から安いじやないかといふ議論が多いようにわれわれ承つておるのでございまして、さういふ観点からこれについてはそのままにいたしました。

○森本委員 それじゃこの口座開設の単価はどの程度になつておられますか。

○稲増政府委員 五十円よりはたくさんかかつております。

○森本委員 そんな答弁があるか。要するに、全国の口座といふものはどの程度ある、それに対するところの費用がどの程度かかつておる、それを単価で割れば、大体一口座どのくらいの原価計算になるかといふことが出てこなければならぬ。

○稲増政府委員 約七百円くらいかかつておると思ひます。

○森本委員 七百円といふことになると、さうすると五十円といふことになると六百五十円損をしておる、さういふことですか。

○稲増政府委員 さういふふうな計算ではそのうちに相なりませんが、われわれは口座をたくさん持つてもさういふことが事業の伸長並びに運用収入の増加と関係ございまして、その点は六百五十円の損とは直接考へておりませぬ。

○森本委員 頭が悪いから、君の答弁はわからぬ。単価が七百円かかつておることであつたとするならば、その料金が五十円だつたら、常識で考へたら六百五十円入るたびに損をする。もつともそれがだんだんふえてくれば、その単価が安くなるということは考へられる。だから七百円の単価が、要するに三百円になり四百円になる、口座が多くなれば機械的に安くなるということは考へられるけれども、実際に単価が七百円である場合には、六百五十円損をすることは間違ひない。

じゃ、具体的に聞くと、現在の振替口座は一体幾らあるのですか。

○稲増政府委員 四十三万でございまして、そのうち普通口座といふのは二十五万くらいでございまして。

○森本委員 さうすると、四十三万の口座で、その四十三万の口座の場合には、この口座加入開設費といふものは単価が七百円程度だ、さういふことだね。

○稲増政府委員 口座を開設したときはさうでございまして。

○森本委員 さうすると、これが百万程度になつたらどの程度になる。さういふ計算をしていかないうと出ないだらう。大学出の頭のいい人ばかりおるだらう……。

○稲増政府委員 實は、この料金を高くいたしま

すと、口座加入の意欲をそくというふうなことを考えておられますので、結果から見ればかような料金になります。

○森本委員 私が開いているのは、四十三万口座で一つが七百万の単価であるとするなら、一体その七百万の単価が、百万くらいになったらどの程度下がるか。

○稲増政府委員 ただいますぐ計算ができないよううでございまして、暫時時間をいただきます。

○森本委員 わしらが貯金局長だったら、そのくらいのことには由に覚えておきます。そういうことはある程度頭の中にたたき込んでおかなく、この経営全体が目につかないわけでは、今回は振替貯金法の改正で、要するに料金を安くしておるわけでありまして、口座開設についても、できれば若干でも安くすれば筋が通るわけだ。しかしそれは安くできないというところは、口座開設についてはこの程度の口座開設の費用がかかるから安くできない、こういう答弁であるとするならば、将来その口座が、この郵便振替がだんだん発達をしていって大きくなるとするならば、場合によってはその五十万の単価を安くしてもいい。あるいは別個の利子の運用収入がふえてきた場合には安くしてもいいわけだ。とにかくそういう前進的な方向に向いていかなければならぬ、こういうことを私は言いたいわけなんです。だからその点もあとでひとつよく研究をしてもらってから聞いてみたいと思います。宿題に残しておきます。

それから次に第五十条であります、この消滅をした金額ですね、これは三十九年度にどの程度あります。

○稲増政府委員 二千四百七十一万円でござい

○森本委員 二千四百七十一万というものは、これは結局郵便貯金事業特別会計の歳入に入っているわけですか。

○稲増政府委員 郵政事業特別会計の歳入に入

ております。

○森本委員 これは郵政事業特別会計の歳入です。

○稲増政府委員 さようでござい

○森本委員 そりすると、郵便貯金事業特別会計から郵政事業特別会計への繰り入れ金とは違つて、頭から郵政事業特別会計の歳入金として入っているわけですか。

○稲増政府委員 為替振替は郵政事業特別会計で処理されておりますので、さようでござい

○森本委員 郵政事業にとつては、そりするとこれはさっきの貯金の問題と違つて、結局二千四百七十一万もつかつておるといふことになりまして、これはあと味の悪いもうけ方になるわけですね。はつきり言つて、さっきの貯金の没収金と同じ性格のものでありますから、まことにこれはあと味の悪い没収金になります、この二千四百七十一万のうちで、最高金額と最低金額はどの程度ですか。

○稲増政府委員 まことにおそれ入りますが、ただいまわかりません。

○森本委員 わからぬことはかりでありますので、わからぬことは一応全部保留をいたしまして、それで次へ進みます。

第五十条の四の、「支払通知書の金額は、一枚につき、五万円以下とする。」これは今回も改正しませんが。

○稲増政府委員 改正いたしません。

○森本委員 これは現下の経済情勢からしたとするならば、この五万円以下とこの法律で定めたのはいつですか。

○稲増政府委員 三十六年でござい

○森本委員 三十六年とすると、あれから貯金の最高額が五十万円から百万円に上がつております。それから保険も百万円に上がつております。そういう観点からいふ場合に、この五万円は上げる必要があるのじゃないですか。

○稲増政府委員 仰せのとおりであらうかと思ひますが、今回はこの点について触れずに、利子の

問題と料金の問題だけに限定いたしております。

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

○森本委員 めんどくさいことは全部抜きにして、とにかくやりやすいことだけさつとさつとて、さつと通そうという気持ちがあるの

据え置きとしたわけであり

○森本委員 それはどういう意味ですか。この第六十二条の三十円というのは、一般の人の料金とは違ひの

○稲増政府委員 違います。

○森本委員 だから、いまの一般の料金とつり合

○森本委員 要するに「公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合」以外

○森本委員 これは公金ですから、一般の振替貯金の場合とは違

○稲増政府委員 そういふお話を聞きますと

○森本委員 御承知のとおり、利子の廃止との見合ひでござい

○森本委員 までは及ばないといふふうなこともござい

○稲増政府委員 料金の改正によりまして減収に

○森本委員 減収になることだけだれも聞いてお

○森本委員 らぬ。利子が全廃になるから、差し引き一億四千

○稲増政府委員 さようでござい

○森本委員 増収になるわけですから、そりうり増収になると

○森本委員 さらには第六十三条なんかは、ある程度安くしても



○郵務大臣 言えるんじゃないかと思ひます、が、私も事務に聞いて調べてみます。

○森本委員 その三十三億圓というところになるならば、大体二百億圓ないし二百五十億圓程度というものは貸し付けに回しても差しつかえないという事は、私は常識で言えると思ひます、かたくなに見て。これは結局先ほどの答申案の問題にからんでまいりますので、大体二百億ないし二百五十億圓程度は一応貸し付けに回しても何ら差しつかえない、こう見てもいいんじゃないですか。

○増政府委員 けっこうでございます。

○森本委員 それでは、このいわゆる昭和三十九年におけるところの振替貯金の収入、支出というものはどうなっておりますか。

○増政府委員 昭和三十九年度におきましては約三億八千四百萬圓程度の赤字でございます。

○森本委員 赤字というのは収入と支出があつて赤字であるわけであつて、収入が何億で支出が何億というところがなければ、三億八千四百萬圓の赤字であつても、それが一億圓であつても二千億圓であつても、わからぬじゃないか。

○増政府委員 収入で四十四億三千九百萬圓でありまして、支出で四十八億二千三百萬圓でございます。差し引き三億八千四百萬圓でございます。

○森本委員 四十年度の見通しはどうか。

○増政府委員 収入で五十一億六千九百萬圓、支出で五十一億三千五百萬圓でございます。差し引き三億三千四百萬圓の黒と、かような計算になります。

○森本委員 三十九年度の三億八千四百萬圓というのは、一体どういふわけであつた赤字が出たんですか。

○増政府委員 もう少しさかのぼりまして、三十七年度は九億一千四百萬圓の赤字、三十八年度は五億九千七百萬圓の赤字、三十九年度はただいま申しました三億八千四百萬圓でございますが、だんだんと赤字が減つてまいりましたのは利用増

の關係でございます。年々一〇%ほど利用がふえていっております。

○森本委員 この振替貯金の周知徹底はどういう方法で国民に周知徹底しておりますか。

○増政府委員 チラシとかポスター等で周知をやつておるのでございます。

○森本委員 そのチラシ、ポスターはどういふふうに配つておりますか。私はこの十二年間見たことないんですが。

○増政府委員 郵便局の窓口においておくのが大部分でございます。そのほか大口利用者に配布したりしております。

○森本委員 この振替制度というのは、非常にこれは安全確実で、送金手段としてはいいわけですが、ただ、一般の現金書留と比べると日数が若干かかる。どうしても日数を縮めることを考えていかなきゃならぬということが言えるわけであり

ますが、具体的に例をとつた場合、たとえばそれじゃ私の選挙区の高知から東京に振替を払い込んだ場合に、日数はどの程度になりますか。

○増政府委員 大体高知から東京に参ります輸送の日数がある程度かかると思ひますが、局に入りましたからは二日ないし三日というところでございます。

○森本委員 金部入れてどのくらいで手に入るか。

○増政府委員 大体まあ六日前後でございます。

○森本委員 それは六日前後で間違ひないかね。

○増政府委員 平均でございますので、間違ひないと思ひます。

○森本委員 これは今度の郵便の機械化、それから郵便の高等信の、要するに飛行機搭載その他にも関連をしてくるわけでありまして、この郵便振替についての通知その他については、やはりこの郵便の機械化と同じように、迅速便と同じく早い早さを持たせなければ、この郵便振替というもののについては、だんだん現金書留、そういうものに圧縮をされていくのではないか。今後のこれが

生きる道は、定期継続の振替制度にあると思ひますけれども、これもなかなか——この前の国会で私がだいたいよくふか、こう聞いたところ、その当時の貯金局長はたしか武田君だったと思ひます。課長はそこにおられる同じ課長であつたと思ひますが、だいたいよくふかという答弁をしてお

きながら、ちつともその後これが進展をしてもらふのがちつとも進展をしてもらふ、こういう状況になつておるわけですか。そこでこの定期継続振替の現在の利用状況はどういふぐあいになつておりますか。

○増政府委員 残念ながら当方の定期継続はまだ利用者がございせん。

○森本委員 この前の法律改正はいつだったですか。

○増政府委員 四十年七月でございます。

○森本委員 そのときにこれは間違ひなく早急にやりますという答弁をしたわけでありまして、局長がぐるぐるぐるぐるのから、責任を持たぬような答弁になるけれども、定期継続振替については、そのまゝ進展をしておらぬと言つても、ある程度はやつておると思ひます。だから、どの程度現在定期継続振替がやられておるか、こういうことを聞いておるわけです。

○増政府委員 定期継続振替といつたしましては、まだ利用の申し出がございせん。ただし、現在東京、大阪、京都、神戸等の水道局あるいは住宅の家賃等に関しまして、この料金が安くなつた機会に実施したいという意向は聞いております。

○森本委員 それは現在全然ないかね。

○増政府委員 定期継続振替はございせん。

○森本委員 これはだから私が去年の法律の改正のときにだいたいよくふかとか念を押したら、だいたいよくふかでございますと大臣と貯金局長が言つておきながら、これが一つも利用がない。あなた、そんなばかんなことが實際問題としてあります。それじゃもう一つ聞いておきたいが、電電公社、NHKその他については、この問題について折衝し

たことがありますか。

○増政府委員 数回にわたりまして折衝いたしております。

○森本委員 向こうはどう言つておるのですか。

○増政府委員 一つは、現在集金制度をみずから持つておりますし、また郵便局を通じての集金制度もございまして、特にみずから持つて集金制度の要員に対する問題が一番多いかと思ひますが、さらには三十円では少し——集金コストが大体十五円前後であるのに、三十円の料金じゃ云々というふうなこともございまして、まだ利用の段階に至つておりません。

○森本委員 しかし君らはあのとき三十円でやれると言つたじゃないか。わしがやれぬだろう、こう言つたら、やれますと、こう言つたじゃないですか。

それから、電電公社の電話料については、電電公社との折衝はどうなつておるか。

○増政府委員 これも折衝はいたしておりますが、まだ実現の段階に至つておりません。

○森本委員 NHKにしても電電公社にしても、はつきり言つていけば一つの通信のワク内です。その電電公社、NHKすらやらぬのに、水道から電気、ガスをやらうなんて言つても、はつきり言つてやれるはずがないですよ。せめて電電公社とNHKの料金くらいは定期継続の振替に入つて、それから水道、電気、ガスと、こういうふう

に持つていかなければ、大体通信委員会に關係する事業ですからそつぽを向いておるといふようなことでは、定期継続の振替制度ができぬのはあたりまえだ。一体、電電公社はどういふ理由でいやだと言つておるのですか。

○増政府委員 いろいろ理由はあつるかと思ひますが、一つの大きな理由は、こういう同種の制度を銀行を通じて電電公社はやつておりますが、その料金が無料というところでやつておりますので、太刀打ちできないわけでありまして。

○森本委員 そしたら、今度の料金改定の際に三十円を十五円に引き下げたって意味がないじゃ

ないですか。

○増政府委員 電電公社の点はいま申し上げたとおりでございますが、水道その他の関係では、十五円に下げてもらえば集金コストと大体似てくるから、補完的な意味でも実施に踏み切りたいというふうな意向を伺っております。

○森本委員 そんなこと言ったって、無料のところの銀行があるとするなら、無料のところにいきますよ。またその答弁をする。来年の通常国会になって、あなたがいくと言いましたけれども、結局無料のほうに全部とられてしまいましたという答弁だ。そのときは局長がかわっている。これではものごとがちっとも進まぬ。これは大臣、はつきり言ってください。電電公社はあなたの指揮下、監督下にあります。その電電公社ですが、銀行のほうは無料ですから無料のほうでやります、こう言っておるにかかわらず、今度郵政省が三十円を十五円に下げた十五円だ。電電公社はその十五円取られるよりは無料のほうでまじだということになる。大臣、あなたの指揮下にある電電公社においてすらいやだと言ふものを、十五円に下げた意味がないですよ。その辺、局長から十分に御進言になっておりますか。

○郵務大臣 本日の森本さんの御質疑の応答にあらわれておりますのと似たような論議を私も——あなたのように詳しくないですけれども、どういふわけでこの郵便振替というものが伸びないのであるか。ことに定期継続制度の周知はしたけれども、その利用の開始に至っておらぬ。この点は私も部内でかなり疑問を持った点であります。それで、水道とか住宅の使用料とか、こうした点については、利用される方は非常に自他ともに便利だ、こう思いながら、しかもどこかに事業者の内部に動いてこないものがある。これはさっき周知徹底というお話がございましたが、どうも普及のしかたがまずいんじゃないだろうか。あるいはこつちのほうで確かだし便利だというひざ詰め談判の努力が足りぬんじゃないだろうか。たまたま電電のお話がございました。これはひとつ私

が先に立つて、どういふぐあいに考えるかということに折衝してみたいと思います。

○森本委員 これは大臣、そういうことじゃないですよ。銀行は無料です。郵便は十五円ですから、郵便のほうは、今度安くなった十五円ですから、それは無料のほうにいくのはあたりまえですよ。だから、今回三十円の分を十五円に下げても、やはり銀行に負けるんじゃないか。もし下げるのなら、このものはやはり無料程度にしなければ、とてもじゃないが太刀打ちできないじゃないか。ただしその場合は、かなりその運用収入が入ってくると思ふ、無料にしても運用収入をうまいことやれば。その辺の考え方が、どうも郵政省としては、こそくな考え方ではなからうか。一方は無料です。やっておるわけですからね。それはやはり十五円取られるよりか、無料のほうへいきますよ。試みに、ちょっと参考に聞いてみたいと思ひますが、銀行の定期継続振替というものはどの程度行なわれておるか、資料がありますか。

○増政府委員 銀行の定期継続振替の取り扱い、現在のところ電電公社の電話料、それから放送協会の放送料がその対象でございます。無料と申しましたのは電電公社の場合だけで、NHKは有料のようでございます。

○森本委員 電電公社は無料でNHKが有料だといふのは、どういう意味ですか。

○増政府委員 これは銀行と公社なり放送協会との契約によるものでございますが、われわれの想像するところでは、電電公社は非常に資金を持っておりまして、その電電公社の資金の恩恵をこうむっているというふうな点から、サービスしているのではないかと思ひます。

○森本委員 それはひとつそういうふうな法的根拠を明らかに次会までに調べておいてもらいたいと思ひます。それは、同じ電電公社の料金とNHKの料金と、一方の電電公社の料金が大きいからこれを無料で引き受ける、一方はかなりにするといふようなことは、ちよつとふに落ちぬ点がありますので、ひとつどういふ法律的理解なのか、

これは十分に御調査を願っておきたいと思ひます。

それから、先ほど来私が質問をいたしまして答弁ができてない点も多々ありますし、まだあそこ法律改正の各条項について相当の質問の内容が残っておりますが、ちよつとお昼となりましたので、本日の質問はこの程度で終わりたい、こう思ひます。

○砂原委員長 次会は明二十三日午後二時より理事会、二時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

昭和四十一年二月二十五日印刷

昭和四十一年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局